

ID: 192

担当部署: 産業課

| | | | |
|--|--|----------------|-------|
| 処分の概要 | 許可期間の更新 | | |
| 例規名 根拠条項 | 道の駅たかねざわ元気あつぷむらの設置及び管理に関する条例 第7条第3項 (第16条において読み替える場合を含む。) | | |
| 例規番号 | 令和元年条例第16号 | | |
| 【基準】 | | | |
| 第7条の規定による。 (利用の許可) | | | |
| 第7条 施設を利用しようとする者(テナント利用に係る許可を受けた者の管理下において、当該許可を受けた施設を利用しようとする者を除く。)は、町長の許可を受けなければならない。 | | | |
| 2 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 | | | |
| 3 施設のテナント利用に係る許可期間は、5年以内とする。ただし、当該許可期間は、更新することができる。 | | | |
| 標準処理期間 | 1日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和7年3月27日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |